

# 岩見沢市火入れに関する条例の一部を改正する条例の概要

## 第1 改正の趣旨

火入れの中止の要件に「林野火災に関する注意報」を加えるほか、文言等の整理を行う。

## 第2 改正の内容

- (1) 「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報」に改める。
- (2) 気象情報を気象庁の「発表」と整理し、接続詞「場合」の統一について文言整理を行う。
- (3) 岩見沢地区消防事務組合火災予防条例の一部改正に伴い、新設された「林野火災に関する注意報」を火入れ中止の要件に追加する。

## 第3 施行期日

令和8年4月1日

## 岩見沢市条例第10号

岩見沢市火入れに関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月25日

岩見沢市長 松野 哲

### 岩見沢市火入れに関する条例の一部を改正する条例

岩見沢市火入れに関する条例（昭和59年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「異常乾燥注意報」を「乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、」に改め、同条第2項中「とき又は強風注意報、異常乾燥注意報又は」を「場合又は強風注意報、乾燥注意報若しくは林野火災に関する注意報が発表され、若しくは」に、「ときには」を「場合には」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。